

議会運営委員会報告書

平成28年5月30日

備前市議会議長 田口健作 殿

委員長 橋本逸夫

平成28年5月30日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

| 案 件 | 審査結果 | 備 考 |
|---|------|-----|
| 1 議会の運営に関する事項についての調査研究 ① 第4回定例会の運営について ② 請願・陳情の受理状況について | 継続調査 | — |
| 2 議長の諮問に関する事項についての調査研究 ① 議会運営委員会の申し送り事項について ② 行事予定について ③ その他 ・一部事務組合例規集の返却について ・市議会だより臨時号の発行 ・執行部と議会との懇親会 | 継続調査 | — |

《 委員会記録目次 》

| | |
|----------------------|---|
| 招集日時・出席委員等 | 1 |
| 開会 | 2 |
| 議会の運営に関する事項についての調査研究 | 2 |
| 議長の諮問に関する事項についての調査研究 | 7 |
| 閉会 | 9 |

議会運営委員会記録

| | | | | |
|-------|---------------|--------|----------|------|
| 招集日時 | 平成28年5月30日（月） | | 午前9時30分 | |
| 開議・閉議 | 午前9時30分 | 開会 ～ | 午前10時03分 | 閉会 |
| 場所・形態 | 委員会室A・B | 閉会中の開催 | | |
| 出席委員 | 委員長 | 橋本逸夫 | 副委員長 | 西上徳一 |
| | 委員 | 尾川直行 | | 津島 誠 |
| | | 掛谷 繁 | | 星野和也 |
| 欠席委員 | なし | | | |
| 遅参委員 | なし | | | |
| 早退委員 | なし | | | |
| 列席者等 | 議長 | 田口健作 | 副議長 | 守井秀龍 |
| | 委員外議員 | なし | | |
| | 紹介議員 | なし | | |
| | 参考人 | なし | | |
| 説明員 | 議会事務局長 | 草加成章 | 議会事務局次長 | 入江章行 |
| | 議事係長 | 石村享平 | 議事係主査 | 青木弘行 |
| 傍聴者 | 議員 | なし | | |
| | 報道関係 | なし | | |
| | 一般傍聴 | なし | | |
| 審査記録 | 次のとおり | | | |

午前9時30分 開会

○橋本委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの御出席は6名であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

***** 議会の運営に関する事項についての調査研究 *****

本日の議会運営委員会は、6月3日に招集される6月定例会の運営についてでございます。事務局の説明を求めます。

○石村議事係長 それでは、6月第4回定例会の運営について御説明申し上げます。

本定例会につきましては、先週末に招集が告示され、議案が送付されております。

まず、会期中の日程について御説明申し上げます。

総括日程表の案をごらんいただきたいと思っております。

2月定例会の最終日に予定といたしまして日程を御協議いただいておりますとおり、会期につきましては6月3日から30日までの28日間の案とさせていただきます。

第1日目及び第8日目の議事日程につきましては、別紙によりまして後ほど説明をさせていただきます。

一般質問は15日から17日の3日間とし、通常どおり通告をいただいた全ての質問を終えた後に議案の質疑、委員会付託を行っていただくことで、この3日間の会議時間をバランスよく運営したいと考えております。

総通告者数ごとの3日間の質問者数は、総括日程表に13日目から15日目の欄にお示しをしている案のとおりでございます。

病院事業管理者への質問でございますが、通告がございましたら定例会第15日目、6月17日の一般質問の3日目に管理者へ出席をお願いいたしております。通告時に引かれるくじにかかわらず、病院事業管理者への通告がある方の質問は全て3日目に繰り下げてお願いをいたします。一般質問者数を御決定いただくことになりましても、病院事業管理者への通告者数によっては再度議会運営委員会で御協議いただく場合がございますので、御了承願います。

なお、定例会第15日目は、本会議散会后、予算決算審査委員会を開催願ひ、分科会の設置と構成を本会議に続けて議場で行うよう考えております。

休会の20日から29日までの間に常任委員会を開催いただきます。各常任委員会の開催日及び予備日につきましては、日程表に記載のとおりでございます。

最終日の30日は、各委員長からの審査報告、議案採決の後、閉会となっております。

次に、レジュメに戻っていただきまして、付議事件でございますが、市長提出議案が10件でございます。内訳は記載のとおりでございます。

次に、審議方法でございますが、議案第83号、報告第11号を除き、所管の常任委員会へ付託審査といたしております。付託案件につきましては、別添の委員会付託案件表(案)のとおり

でございます。委員会付託案件表は、6月の構成がえ議事運営について（案）の最後に記載をしております。

議案第83号についてでございますが、定例会第15日目に質疑の後、委員会付託を省略して採決をお願いしたいと考えております。報告第11号につきましては、定例会第15日目に質疑終了をもって議了といたします。

最後に議案第80号の一般会計補正予算は従前同様に総務産業委員会、厚生文教委員会を単位とする分科会で御審査いただきたいと思っております。各分科会の審査範囲は分科会が設置される質疑日の散会後の委員会で御決定をいただきますが、質疑通告の関係もございまして、定例会招集日の本会議で事務局案を提示したいと考えております。

次に、一般質問の通告期限につきましては、定例会第7日目、6月9日の午前10時、質疑の通告期限につきましては、定例会第11日目、6月13日の午前10時といたしております。

次に、会議録署名議員は、12番田原議員、13番川崎議員、14番橋本議員をお願いしたいと考えております。

それでは、初日の日程について御説明申し上げます。

別添の議会構成がえ議事運営について（案）をごらんいただきたいと思っております。

開会に当たりまして、議長、市長、教育長から諸般の報告をいただきまして、その後会議録署名議員の指名、会期の決定の後、議会構成に伴う日程を予定しております。

議会構成に伴う日程につきましては、前回の議会運営委員会で既に御協議をいただいたとおりですが、日程5の議席の一部変更についてと日程6の副議長の辞職許可との間で休憩を設けておりましたが、議長選挙後の休憩で議席の御移動と副議長の辞表の受理を同時進行でお願いして、日程5と日程6を続けてお願いしたいと考えています。休憩中に開催される正副議長選挙に係る所信表明会の運営につきましては、あらかじめ会派代表者の御了解のもと、本日議長名で別添のとおり通知を送付させていただいております。副議長選挙が終わりましたら、初日は散会となります。

次のページでございますが、第1日目の散会後は委員会室A・Bにおいて全員協議会をお願いいたします。各常任委員、議会運営委員、一部事務組合議会議員の選出方法を御協議いただき、選出をお願いいたします。開催順序は、総務産業委員会、厚生文教委員会を委員会室A・BとCにおいて同時開催、続いて議会運営委員会、最後に予算決算審査委員会の順にお願いしたいと考えております。各委員会の正副委員長の互選と議会だより編集委員の選出が終わりましたら、第1日目は終了となります。

次に、3番の第8日目の議事日程についてでございますが、各委員の選任報告、各委員会の正副委員長の互選結果の報告に続きまして、日程1で議長が常任委員を辞退されます。副議長に議長職をお願いします。日程2から日程5は、一部事務組合議会議員の選挙を指名推選により行います。最後に、日程6で市長提出議案を上程し、市長から提案説明をいただきます。

なお、備前市議会選出の一部事務組合議会議員につきましては、5月31日付で全員辞職をいただくこととなっております。辞職の手続につきましては、事務局で代行をさせていただきます。

第4回定例会の運営については以上でございます。

○橋本委員長 以上、第4回定例会に関する運営の説明が終わりました。

質問及び御意見があれば承りたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、このとおりで運営をしたいと思います。

次に、②の請願・陳情の受理状況ということで説明を願います。

○石村議事係長 それでは、請願・陳情の受理状況について（1）から（3）まで一括して御説明申し上げます。

新規に受理した請願はありませんが、継続審査中の請願が1件ございます。また、昨日までに受け付けた陳情は記載のとおりでございます。最後に紹介議員についてでございますが、現在総務産業委員会に付託中の請願第7号は、橋本議員が紹介議員となっております。御承知のとおり、ここで構成がえがございますので、橋本議員が総務産業委員になられた場合の対応を御協議いただきたいと思います。備前市議会の申し合わせでは、自己の所属する委員会の所管事項に関する請願については、紹介議員とならないようにするという申し合わせがございますが、御参考までに平成20年の構成がえの際には総務委員会、文教委員会、厚生委員会、産業建設委員会の4委員会から総務文教委員会、厚生委員会、産業委員会の3委員会に委員会自体が変わったこともございましたが、その際の構成がえの際に、事前に受け付けていた請願については、構成がえ後の状況にかかわらず、その定例会に限り、そのまま紹介議員として紹介をいただくといった運営もございましたが、最終的には所管の委員以外の方にかわられていたという事例もございます。そのあたり御協議をいただきたいと思います。

○橋本委員長 ただいま新規に受理した請願はないということなのですが、総務産業委員会で私が紹介議員になっております「中国」の呼称の適正化を求める請願が継続になっておりまして、ここで委員会の構成がえがあるということで、仮に私が総務産業委員に次に入りますと、この取り扱いがややこしくなるということで皆さんに協議をしていただきたいと思いますということのようでございます。これは、事務局、どういうことが考えられるんですか。例えば私が総務産業委員会に行かなければもう事は済むということですか。

〔「そうじゃ」と呼ぶ者あり〕

であれば、私はそのように取り計らいたいと思います。あるいは、逆に総務産業委員会でそれまでに結審をして趣旨採択か採択かあるいは不採択かの決定を下すというようなことも可能ですか。もう時間的に無理ですか。

○石村議事係長 まず、紹介議員を避けるために委員の構成を考えるというのはできないことは

ございませんが、それはおかしな話だとは思いますが。条例上の委員の任期は2年ですので、6月2日までということになっていますが、次の委員が決まるまでは委員ですので、その間に委員会が開かれて結審されれば本会議で報告することができますが、時間的には少し難しいと思います。このまま継続審査となる可能性が高いと思いますが、橋本議員がたまたま構成がえでまた厚生文教委員になられた場合は特に問題は生じませんが、問題になるのは総務産業委員になられたときということです。紹介議員自体は受理するときの条件ですので、そのまま紹介議員をされる、平成20年のときは新規の請願だったんですけど、受け付ける段階ではもうどなたがどこへ所属されるかわからないので、とりあえず現状の委員さん以外で受け付けはされたけど、今回に限り、構成がえ後もそのまま紹介するよという申し合わせはされました。ただ、そのときは新規の請願を5件受理されたんですけど、請願の内容が変わったり、取り下げがあったり、いろいろ変更が生じたので、その際あわせて紹介議員も変わられたという取り扱いをされた例があります。ただ、それは上程前でしたので、議長の許可で紹介議員をかわることが可能なんですけど、今回については既に上程されている請願ですので、紹介議員をかわるといふことになると、紹介議員の取り消しについても追加についても議決が必要ということになります。そのあたりが若干違うかなというふうには思います。

○橋本委員長 ややこしい説明ですが、じゃあ例えば私が総務産業委員になってそれ以前に紹介議員になったものであるから、そのまま続けても別段法的には問題はない、構わないということですか。

○石村議事係長 これは自己の所属する委員会の紹介議員にならないというのは議員さんの申し合わせでございますので……。

○橋本委員長 その後の組織がえだから、これはそれに該当しないということ。

○石村議事係長 はい。議員さんの了解がいただければそういった運営もできないことはない。

○尾川委員 それはおかしいよ。

あくまでも審査を公正にやるために当事者が外れるということになつとる。それは説明違うで、言ようることは、全然。どうでもええというような言い方しちやおえるもんか。そういう一つの事案を審査するのに、当事者がおったらいけんということになつとるわけじゃ、原則は。

○石村議事係長 請願自体の審査のことではなくて、そういった事例がありましたという御紹介と、それから紹介議員というのは受理する条件ですので、受理するときには紹介議員が要ると……。

○尾川委員 それじゃったら何も所属がどうのこうのということねえが、そういう言い方すんなら。おかしいわ。紹介議員がその事案に対して直接手を出すなという原則があるんじゃないから。その辺間違うたらいいよ。偏った審査にならんようにせられえ言ようるわけじゃ、公正に。それをそう言うたらもう、ほんならどうでもええということじゃが、ごじゃごじゃごじゃごじゃ言わんでも。

○石村議事係長 何度も申し上げますが、紹介議員は、受理するときの条件ですので、紹介議員を取り消されることはできるわけです。

○尾川委員 そりゃええよ。じゃから、ただ審査のときに紹介議員は努めて入らんようにしましよという原則なんじゃ。それを理解しとかにや。

○石村議事係長 取り消すことはできるわけなんですけど、取り消された後に新たな紹介議員が追加されればいいんですけど、されなければそれは紹介議員なしで請願の審査をされるようになってしまうので、そのあたりも踏まえての前回の事例だったんだと考えております。

○尾川委員 いやいや、しゃあから、事務局が言ようるのは例外中の例外を言ようるわけじゃ。原則は、紹介議員はその審査には携わらんということが原則なんじゃ。じゃから、そのときに新しい紹介者を探せということになる。

○橋本委員長 これは議運で決定しておいたらいいんですよ。こういうふうなケースの場合は、紹介議員を違う総務産業委員以外の厚生文教委員の中から探すか、もしくはもう紹介議員をおりてしまうか。おりてしまった場合には、例えばこの請願書の取り扱いというのはどんなですか。もう既に受けたときに紹介議員であったら別にどうってことはないですか、紹介議員をおりても。

○石村議事係長 今回のケースは上程をされておりますので、取り消しの議決が要ると。ただ、取り消されてその後の新たな紹介議員の追加がなくとも、請願自体は生きておりますので、そのまま審査は可能でございます。

○橋本委員長 そういうことでよろしいか。

○尾川委員 審査はニュートラルでせにやいけんという原則なんじゃ。じゃから、それを入れてやるということは問題がある。じゃから、今言う紹介者を変えとかということをやっつけていかなんたらおえるもんか。詭弁じゃけど、今言う自分は委員会へ入らん、それも言うちゃあいけんけどそういう方法もあるわけじゃ。やはり審査はニュートラルで対応していくというのが原則なんじゃ、判断するんじゃから、ジャッジするんじゃから。それを建前にせにやおえんの、まずは。そりゃ例外ばっかしつくりようたらおえるもんか、そりゃ。

○掛谷委員 だから、厚生文教委員になられて引き続きは問題ないと。問題は総務産業。その際は、紹介議員はもうなしか、新たな人を立てるか、これでどうですか。それでいいんじゃないですか。

○橋本委員長 暫時休憩いたします。

午前9時49分 休憩

午前9時50分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き議会運営委員会を再開いたします。

○津島委員 去年の9月18日に付託されて継審、継審で来とると思います。それで、紹介議員がこのたびの構成がえで、例えば総務産業に行かれたときは私は請願の審査のときだけ外れりゃ

ええと思いますけど。結局除斥のような扱いがありますから。その例えば請願者が所属したら、その請願の審査のときだけ排除したらいいんじゃないかと私は思います。

○橋本委員長 ただいま津島委員からそのような新たな提案がありました。もし仮に、紹介議員がその委員会に組織がえで変わった場合に、紹介した請願の案件についてはその件を審査しておるときには除斥処分ということで委員会室から外に出とくということで対応したらいかがかという意見がありました。尾川委員、どんなでしょうか。これはかなり厳正になるんじゃないかなと思います。

○尾川委員 まずは、紹介議員の交代を考えて、それでどうしてもおらんというたらまたどう運営するかということを考えていかんと。議決権を持つ者が紹介者になったからというて出ていくというのはおかしいような気がするけど。余り原則ばあ言ようってもおえんけど、だからそういう運営についてまずは努力すると、それから次の手を考えるというようにせんと。そりゃそういうことを言ようたら審査が遅かったわけですな、議員も。こんな長うしたらいけんのんじや、本当は。でも結果はここまで来とんじやからどうしようもねえ事実なんじやから。そこでまず建前を大事にするなら紹介議員をかわってくれと。それでやっていくという原則にする。そりゃやはりそれを努力せなんだら。結果、おえん言うたらまた考えにやいけんけど。

○橋本委員長 結論に導きたいと思います。私ごとではありますが、私が仮に総務産業委員になった場合に、まずは紹介議員の差しかえを努力すると。それがどうにもならないということになった場合には、その総務産業委員会でこの案件について審査する時間帯は除斥〔後刻「配慮する」と訂正〕ということで委員会室の外に出るといような形で対応したいと思います、ならないのが一番すっきりするんですけども。そういうことでいきたいと思います。いかがでしょうか、皆さん。それでよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃ、この件につきましてはそのように取り計らいたいと思います。

***** 議長の諮問に関する事項についての調査研究 *****

続きまして、大きな2番目の右のページ、議長の諮問に関する事項についての調査研究を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○石村議事係長 議会運営委員会の申し送り事項についてでございますが、政務活動費の御審査をいただいた議会運営委員会で委員さんからも何件かいただいたものをまとめて記載をしております。次期議会運営委員会への申し送り事項として御決定をいただきたいと考えております。

○橋本委員長 ただいま事務局の説明がございましたように、この①に次の議会運営委員会への申し送り事項として列挙されております。これに委員の方で追加がある場合には申し出てください。追加がないようであれば、このとおりに申し送りをしたいと思います。いかがでしょうか。

○尾川委員 議会基本条例も大きな問題なんじやけど、例えば会派の問題、今さっきの説明があ

った中でもあってねえようなものの会派のことについてきちっとやめるんならやめる、継続するんならするというふうに会派というものを規定から外すんか、そのまま生かすんかということをやすべきだと思いますけど。

○橋本委員長 ということは、尾川委員、この申し送り事項に……。

○尾川委員 追加してください。会派の取り扱いは。

○橋本委員長 会派制の取り扱いについてということをも1項目加えられたいということですね。皆さん、いかがでしょうか。

異議がなければ追加したいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

とりたてて異議がないようでございますので、追加したいと思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、1項目追加をしまして次期議会運営委員会に申し送りしたいと思います。

続きまして、②の行事予定について説明を願います。

○石村議事係長 6月定例会以降、8月までの予定を本日現在わかる範囲で記載しております。

7月には各一部事務組合議会が予定されております。東備消防組合議会についても予定があると伺っております。わかり次第、お知らせしたいと思います。

それから、8月22日ですけれど、毎年開催されております岡山県議長会の議員研修会が岡山市において予定されております。

○橋本委員長 2番目の行事予定については、質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございます。

続きまして、③のその他、(1)の一部事務組合の例規集についてを説明願います。

○石村議事係長 これはお願いでございまして、ここで構成がえによって一部事務組合議会の構成が変わりますので、今持たれている例規集については事務局のほうに6月3日までにお返しただけならと考えております。

○橋本委員長 よろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、その他のその他ということで、事務局のほう何かございますか。

○入江議会事務局次長 2点ございまして、1点はこの構成がえの議会を広報する市議会だより臨時号の発行を事務局としては予定をしております。6月3日以降で新たな編集委員さんがお決まりになってからの話ではございますが、臨時号は通常7月1日の発行ということにしたいと思っておりますので、その点でどうかよろしく願いいたします。きょう、これをお知らせしましたのは

臨時号の表紙の写真でございます。この写真を撮るために、6月中に過去2回、3回と見たんですが、ノータイで男性の議員さんは白のワイシャツが基本になつとるようです。そういう意味で写真を撮る際にはその日を決めて、そういうような服装でというイメージをお願いしたいと思っておりますので、その節にはよろしくお願ひいたします。

その日にちは議会だより編集委員会の委員さんでお決めにいただきたいと思ひます。

もう1点は、これも不確定要素が強いんですが、例年6月は市の幹部、執行部と議会との懇親会を予定されているのが例となっております。今回、その段取り方は市長部局のほうへお願ひをする番ではございますが、どうされますかという投げかけだけを今しております。通常6月の定例会の最終日にそれを予定するのが例でございますが、今のところそういうことでございますので、これについてもその他としてお知らせをしたいと思ひております。

○橋本委員長 これらは、事務局からのお知らせでございます。

それから、先ほどの請願の紹介議員の件で事務局より指摘がございました。万一私が総務産業委員会に所属することになって紹介議員の変更を努力したけれども見つからなかった場合に、委員会の審査の際に除斥という表現を私はしましたが、除斥という言葉は不適切で、配慮するというのでその間出ていくということだけでよろしいですね。そのように取り扱いたいと思ひます。

ほかに委員の皆さんのほうから何かございますでしょうか。あるいは議会事務局のほうで追加の説明がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

何もないようでしたら、とりあえず本日の議会運営委員会を閉会したいと思います。御苦労さまでございました。

午前10時03分 閉会